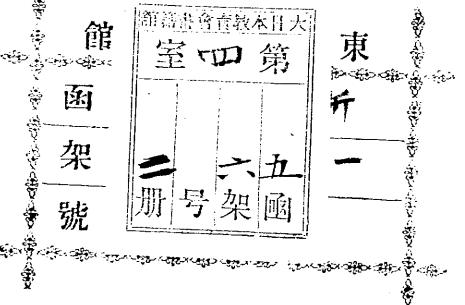


脩辭

小學品行論 中



小學品行論中篇

秋月後學 吉田利行 編述

第七章 立志

人の人たゞんと欲をもるのハ先づ其志を立
を以て第一起程とたゞべまあり蓋し志を品行
を運動進歩せしむるの漸力をもて品行を志を
前進せしむるの器械もと茲より一つの蒸氣
車かく。其漸力を加へて一時十里を進
桂琴也。其進行なる器械を具ハリとも漸力の作
用を加へまれば唯々頑重ぢう一物を止まリ其

製造子多額の金を消せ—迄まで何の用子も立つへうべに

人たる者の四肢五官を具ふるを猶、この蒸氣器械の如し若し其蒸力を加へをして運動の作用を歛ひて五尺の軀殻ハ米を喰ふ器械たゞ過まゝの其器械を活動して世の用物たらしむるハ一モ志の働き在るゝとあれバ人たる者ハ幼時よりして先づこの立志の二字を領會し其方向を定ひ廻し志一をひ定まれて四肢五官皆其命を聽き其進歩を帮助して向ふ所ニ達

セ一むるハ猶彼の器械の蒸力を於けるに異からぬ

オテ志を立とといふを如何名ふかとぞと尋ねるト善を擇ひ惡を去り正理子従ひ邪曲を避け人の人たる道を踐く其畢生の安寧幸福を求むるト外あらずに其志を立る始めモ例へモ某の地へ往くんとあるか如き當下モ一步を踏出しあバ早晚必を達を至し若し其志ムクンモハ其身ハ始終我門内モ止まりて一步も進むことあるへうべに故モ曰く志を品行の本

尾張國トニ二人の貪民あり其名を嘉助三吉と呼びけるが如何トモ一たびモ婢僕モ召使ふ程の身とあらんと互ひよ志を合せて東京ト出で初めの程モまろ方子寺代奉公をあしたりけら固より前途ナ深き望ミある者あれハ數年



ク間志を變せぬリと考實モ勤めし故其主人より資金を與ヘ何れも一家を立させケりまだ年少き程あれバ兩人共モ妻を持ちシモしたく事あヘ過セテ内一日嘉助ハ三吉の許モ往モ互ひよ志を合せたる中あれバ其住所のよしやーす暮し方の事ナモ隈ホク語り合ひける内三吉の云ふやうハ家を有つ覺悟とりノハ奢を戒むるを第一と思ふグ故モ先須ヨリテ妻モトヨウモ吾身モ一生涯絹を着マシキ心ナモ見らム通リタゞとて

も木綿の衣服を着たるありと語るを聞き嘉助ハ成程尤の事あり吾も暮し方の事ナリけてハきまへ心を盡せともそれ迄ナハ覺悟せさりしとて家ナ歸り卧したる儘三日の間起までさりしの忽ち妻を呼び立て絹の衣服を疾く用意せよ吾々あふす一生涯絹の外を身ナ着けじと覺悟せりと云ひソラの夫より二人の者共モ一層の勉強を加へ互ひ玉劣らぬ身上とあり數多の婢僕を召使ひ其家ナテナシ榮えけり

第八章 良心

人既ナ志を立たる上モ其由ル道を問ハカラムナキ其由ル道と云フハ茫々天地の間古一ヘ今のかタクアヘ唯二つあるのみ曰く善曰く惡

其行ヒ正直ナリテ理ナ従ヒを善と云ヒ其行ヒ邪曲ナリテ理ナ悖ヒを惡と云ヒ其善あるものを擇んてこれナ就キ其惡あるものを見てこれを去ろこれを人の道と云フ而シテ其善惡を分別キラモのを良心とハ云ふか

此の良心ある者を生と共に生むるをのれを共
人のおさあさ時々在てて知覺未だ開けをして
事物の道理も明らかにして其善惡を分別する
力も乏しき故内は在てて父母の教諭も隨ひ外
子出ても師傳の訓誨を守り即ち書を讀み業を
修め漸次子其智を開發して自からあれど余別
きもの地位を進まざるへばくにあれを人の道
行と云ふ

既よおのきの知覺をより粗善惡を分別する地
位を進まで其今日を爲し行之所を以て自己の

良心を問ふべきを自己の良心を能く其是非
を判決して必を自から欺うトその心煩悶をして
内は自ら羞縮を抱き或ハ父母の怒りを懼
れ或ハ師傳の訓誨を憚る等のひとあるバ是そ
の惡をあせり罰責あり其心安泰として内は自
から快適を覺へ人を向つて耻るもとある天子
對して畏るもとあるハ是即ち善をあせる賞
酬ある

さうりあらう善をあそハ賞を迎へんう爲めよハ
何に惡をあそくハ罰を避えんと爲めよハ

何に唯人たるの道を盡して自から心より
うらやとを求むるのを抑め汝が一片の良心を
昭々乎とて常々汝の方寸を照らし汝の行事
を監督するものあれば内玉誠あれを必を外す
あるときで汝知らを弟汝が為る所の善惡を既
すとくよと十目十手の視指する所すあるを

後漢の揚震と云ふ人東萊郡の太守とあり住
所す近く途中すて昌邑と云ふ所を過ぎる所
この地の令王密も曾て震が薦舉せ一人ある
故其徳を報せんとて金十斤を懷中し竊子震

と贈をるを震ハ固くこ
れをいひ又吾を君を知
りたまふ君の吾を知ら
きうち何如あるかとそ
と云ひて密を尙ホ
お返し今おれを受けら
うとも素すり夜中の
あとあるを世よ知る人
をあるへらうぞ枉ホて
受納ありたと強ひけ



子も震ます。答へてまはひどるれども天も知
らべず。地も知るへく我も知り君も知り。い
うで知るものあしとせんとて遂にあれを納
れざりたり。

又西國より童子の善く教育せらるゝ者何至
ある。人この童子に向ひ嚮よこの所。一人の
見る者何ぞ。時何故乎彼の梨子を取り
て夾袋よハ藏さず。と。言ひ。よ。童子答
へてそれをあり。よ。よ。よ。人の在りし
ち。即ち我自うよこを。見ろとのあくし。

リ我れ自から吾身の忠實あらざらすとを為
をを見る。思ひぞと云ひ。よ。ハ前。揚震う
用意とひとしく自己の良心を欺うざる同一
佳話と稱をべし。

第九章 習慣

人既に自己の良心を基みて其善悪を分別せば
心を先づ惡一き癖を去て善き習慣を養ざる。然
くぞ蓋一人の天性を概ね相近きものにて
大ある。逕庭あるよハあくまち。形を製造家の子
ハ生れあくまち。非常の巧思あくよハあくに篤

夫水手の児を始めよりして波濤を怖ひぬ泅泳
を善くから資性あらず何以にて其成長
よ及んでハ必在其家業を継ぎ其技能の他よ異
ある所以のものハ蓋し其習慣の然ら一むきを
此居多あ事とぞ

故ニ以太利の或る理學者ハ凡そ人ハ誰よりも
詩人とあり辯士とあり會と云ひ英國有名の
画家リノルヅハ人皆画を學んで成就をもつこ
とを得べし亦雕像家とあるひとを得べと云
へモ

獨り才能術藝の事のあくとも其德性品行上ト
於ても亦然り故ニ孟子ハ性善を説き人皆以て
堯舜たゞべーと云ひ孔子ハ又性相近し習相遠
一と言ハきたま

故ト人たゞも之に蒙れず良長それをおのやう
ら善良なる心性を開拓し出をべく不良の習い
を浸染されハ亦おのぼう不善の性を醸成を
へし墨子が素絲を見て其の黄子をへく黒くを
憂きと悲し揚子が路岐を臨み其北をへて南
を重ねを歎せしも亦おの意子外あらば

且夫れ少年の時子於て一をじ習慣とあること
とハ終身繼續して變化一難^シ也の多ト古人も
木札を木の皮本文字を刻むる譬へたり其木の
長さも子隨ひて文字も其子大以下あらか如く
既す習慣の容づく事をあへたるゝの汎其長大
の後子於て除き去りて其後もハ容易のこと
ニハ何^シきら形を故子古ノヘ希獵の苗を善く
ある某氏ハ其弟子の中^ノ於て始め拙き師^ノ就
て學ひ來り一輩うよハ一倍の謝金を出さしめ
一と云ふ

孟子のいとけあうとし

時其家墓^ノ近^シマ^リ一

ば孟子ハ常^ニ葬禮のさ

まをあへて遊び^シ其

母これ不心つヨ斯^ニ處

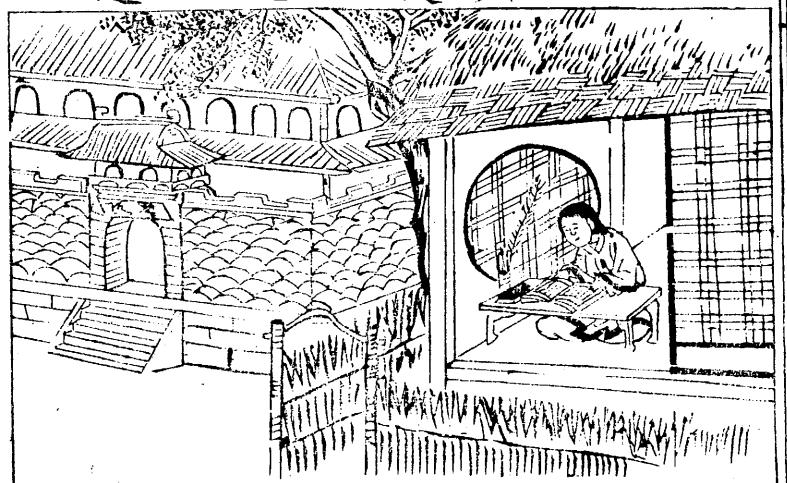
ハ子を育つべき場所が

らをと夫より市街の邊

アリ^ト移り^シ孟子ハ又

商賣の真似をあへて遊

い一故母^ヲ此處^ノ子を



置く處トあリどと又も學校の傍ハタハタに住ミしム孟子即ち俎豆を設シテ禮容ルイニンをアリて遣スルいしより始マサニて茲ヒ居ルを定メり其成長の後ハ至リ終ヒに至ル間世の大儒カクニンとあらざムもの三遷ミツケンの教カイをアリ其習慣ルイハブを改良リメイクせム基ハシくをのと謂ハシメハシメフリ

第十章 勉強

人ハ如何アリ才性カイセイあるハ如何アリ習慣ルイハブあるハと雖モどもニキム加ムゆム勉強ルイハブの功コウを以テせゼされハ必ム完全ハツルの地位トハ達ハツ一得ハツへテに夫ハれ安卧アソブ

之ハ福運ハヂあり至ルを待マサニチ濡手ハシマ粟ヒヨウを摑マサニむハ如シきシとハ決ス一ト願マサニす何ハぞシテあり西哲ハタケザシの言ハ福運ハヂハ常ハタハタ勤勉ハタハタあるハ人の側ハタハタ傍ハタハタと恰シテも順風穩波ハタハタの航海ハタハタ巧ハタハタあるハ者ハタハタ隨ハタハタに如シ人の學問ハタハタを爲スま假令ハタハタ高尚ハタハタあるハ學科ハタハタと雖モ冗庸ハタハタの才質ハタハタを以テて心ハタハタを用ヒ功ハタハタを積マサニ久ハタハタに耐ハタハタふれを必ム成ス就ムの地位トハ至ル魚ハタハタ假令ハタハタ卓越ハタハタの才ハタハタあるハ人と雖モ心ハタハタを用ヒ功ハタハタを積マサニ久ハタハタきシテ耐ハタハタへテされハ一事ハタハタを成ス就ムを功ハタハタを積マサニ久ハタハタと云ハタハタるを實ハタハタ親切ハタハタある教戒ハタハタと謂ハシメハシメベリ

漢の董仲舒も亦事を強めり在り強めりて學問
まれハ聞見博くして智益明らうと強めりて道
を行へハ德日々起りて大なる功ありと言へる故
人ハ天性卓越ありとも頼むる足らを才質九
庸ありとも亦自から沮むへらずに唯勉強し
其業を學ひ忍耐以てあれを永久に持續されバ
習ひ終ひよ性とあり始めの程も困難の事たり
とも後日ハ必を其容易あるを覺ゆべー

世人ハ又富と力の二つの者を能く理會せし
て富を以て力よりも重きとの心得るハ大あ

る誤りあり夫勤勉の手ハ鉅萬の賊を造り得べ
し若し安坐一にて優逸の光陰を送りあを假令幾
多の富ありとむ囊中漸く空乏を告げ田頭忽ち
稂莠を生じ終ひよ自から其貧困を招く至る
至し故ト其天性を倚頼して勉強の功を積まさ
る者ハ黄金を泥塗る堙め美玉を草野に投棄を
うとのと謂ふ事其力を怠りて其富のと倚
頼せんとのハあれを窮鬼の隣リよ住居せらる
のと謂つて可あらん

昔し英國ニ「ウエスト」と云ふ人あり僅子七歳

の時あり一ツその姉の
兎ヶ搖籃の中より聴きる
顔容の愛をへまを見て
急に走りて紙を求め赤
黒の墨を以て紙を作り
あれより一々画を作ること
を好む夙より聲譽を得
たりしも惜む每に天
才卓絶せらのみよし學
習を積まざりしのバ永



く聲譽を保つことを得まりしと

あれより反て同國愛蘭の辯論家カーラン」と
云ふ者を少年の比へ明白な言語を道ひ出を
ことあるあるぞるより其郷校を於て吃口と迄
り賤穢せられタゞ既にして「カーラン」ハ律
法を學ひ務めて此の性を矯りんと志一から
が一日集會の場にて席より起ち辯論せん
と思ひ一時一語をも言ひ出しきこと能わせ噪
黙辯士と嘲罵せられ一を「カーラン」聞て其
心を刺さる如く思ひぞれ言語を放ち以みじ

「これよ答へた是この偶然の事すりして「
カーラン」益志を奮ひ其學問を勉強し毎日數
時之間絶好の文章を朗讀一字々明白響亮あ
らへり或を鏡よ對て容貌を整へ動作を學
ひ又自から訟案を作りてこれを辯論し恰も
審司よ告うる如く十分よ意を加へしよと後
遂よ有名の辯論家と一世よ許さるゝ年至り
矣

第十一章 光陰

光陰ハ造化の元金あり時日と勉強ハ桑葉を細

緞よ變せしむ故に古人ハ零細の光陰をも集合
し終よ絶大の功績を顯へせし

さりあつゝ光陰ハ人を棄て顧みざれ
バ人よ托し其債を負ハしむ今夫れ眼前一時
を失へば其失ふとの再び來らぬ而して其一時
間子爲をべき所の功程ハ依然として存留せん
故に西人「メランクトン」ハ自から失じたる光
陰を冊子に記し他日勉強しとあれを償ひたり
と云ふ

茲よ人あを毎日一時間の光陰を無用の事よ

浪費をもとせバ假りよ其一時間を得べき所の下等の勞銀を以て比例せんも尚タ一日よ貳錢を損をへし、それを一月よ積み包を六拾錢即元金六拾圓の利子を失ふをのよ」と一年よてハ七圓二十錢の損とあり此の如く連續して二十年の久しきを経過せハ通計百四拾四圓を失ふとのとて其元金ハ一千四百四拾圓ト當るを至

さてあの入か二十年の後よ於て其身の貧困を憂ふらうと何らん乎汝を何故よ毎日一時

間の安逸を食りて其間よ得へま所の價直即ち一千四百四拾圓の元金を棄てたゞやと問ちトあれよ答ふら辯を何うぞト抑もこそ特よ極賤から勞銀を以て其比例を立てたるのみ若しあれより以上の人がトんよハ其失ふ所果して幾許ト也類を以て推考へまの

故ト古の諺よ光陰ハ産業トとも云へて然れ共光陰の資益トつゝハ獨りそれよ止まトに人をして才徳を修養せトめ其品行を高尚あトし

ミ

む人毎日一時の間と雖とも緊要からざる事を
息め去りあれを有益の事も用ゐある其一年の
終る及んで多少の效驗を覺ゆべ更に積むこと
數年あるハ平常の資性の人と雖とも必ず許
多の事を成し愚蒙の稟賦の人と雖とも必ず化
して聰明の人とありぬ矣

あれよ反て若し此の貴重の光陰を空開放逸
の地は抛ちだるゝは唯其産業も損失を與ふ
ものも止まらず所謂妄想の門開けて誘惑
の鬼入り方寸の田地忽ち變へて惡念の居處と

ありみへ秦西人の諺も曰く懶惰あら頭腦を
魔鬼の工場ありと懼せむる無事んや

第十二章 節儉

金錢ハ品行あり人其品行を善くせんと欲せを
須し自己の分限を顧みて金錢の用度を節や
べ衣食住其他よほづの事も就き自から其私
欲す勝ち淡薄を以て己を奉ることハ獨り目
前生活の計をあそひあくに又後來不虞の窮
乏を防かんが爲めあり獨り後來の窮乏を防ぐ
が爲めのとあるに又吾品行を修養して後來の

善事を保存せしゝが為めあり

さて節儉を行ふよハ人を勝れたり、智識を要え
リトモあつて又卓絶ある德をも要せしゝ唯ニ尋
常の努力凡庸ある心才を以て其の業事一夫れ
一厘の銅錢を慎みて其出入を算把一其費用を
ノク其資產より超過せりやうぢゝハ家勢を經理を
する於て最良ある方法とぞ故ニ究林登を常ニ
自ら詳細に金銀收受の數及び經費の數を簿
記し華盛頓へ家事を治むるより其費用毫も常度
不踰たり時ハ嚴しく云々此検査せし木其亞米

利加合邦の大統領は昇りし時も亦斯くの如く
サ一と云ふ

然るよ世よハ又節儉の外形を裝ひて其自から
私をろ陋行を掩そんとき多きのあり抑も節儉
と吝嗇とハ其形ハ似たれども其實ハ唯ニ黑白
氷炭のみあゝを益し節儉とハ己を損して人を
益し世の公利を圖らんう爲めよ一個の私欲を
制するを云ふ吝嗇ハあれよ反し人を損して己
も益し獨り身家を樹植にて他の痛痒を顧まざ
るを云ふ斯く相異あるものあれとも其外形の

相似たるを以て世の奢侈を喜ぶ者ハ又節儉の人を尤も鄙吝とす。貪婪と罵る故自から信を名す薄き者と終す其志を墜臨して時俗の浮華を逐ふ至るハ豈亦歎むべきの至りあらや

宋の陸梭山の制用篇ニ古一へ周世まで毎年五穀皆納の上、冢宰の官國用を制するの道を立て入を量て出をことを爲し地の大小と年の豐山を視て三年耕せそ必一年の食を餘を法ニ基づき一家經濟の道を立てたるゝを

あり其大畧を其貢産の何等の種類たるヲ拘らずを凡そ一家一年中ト得ヘキ所を概算し其内十分の三を貯へ凶荒非常の備ヘとす。其一分を吉凶の需用ヲ充て残六分を以て十二月子配當し一月子ハ凡そ若干一日子ハ凡そ幾許と用うべーと豫定し又此の六分の内よりて其十七を日用の費ヲ供し其餘三分を衣服器用贈答等の事ヲ支辨されハ其人々の分限ニ應し各用度の多寡を生し富貴の家ハ多く用みて奢とせし貧賤の人ハ少く用みて吝

とせんして其生計を永續を得へまかり
世換ハ是時移り殊ニ風土の異同ありて今一
々此の如く為し難き場合ありとせんか其標
準を此より立て能く斟酌折衷して一家の産を
制しある所謂る奢侈子流等と鄙吝子陥る
患ハあくどくへし故子余を金錢を使用する
道子於て節儉と謂はぞして其不^レ限子應一其
當然の道子隨ふ至^ルと謂ハんと欲を

第十三章 仁愛

仁愛の心を人の此の世子生存をもよ於て一日

も欽く無くも食料あり若しこの心を放つ
て顧みざる時ハ其軀殼を活動をも其生氣を
既子滅絶^ルて人道を距^ル也甚^シ遠し

故子古人ハ天地萬物一體と云ひ又四海兄弟と
ル言ヘ^リ况んや其國土を同^シ其郷里を同^シ
し其風俗を齋^シ其言語を通し其事業を俱^シ
き^シ人子於て互ひに相親愛し互ひに相扶持^シ
う情誼を欽^ル也

己^ヲ欲せざる所ハ^シれを人子施^シ勿れ其欲を
另^シ所を施^シて人を愛^シ精己^ヲ愛^シか如く

走へー其の相接する際は於て務めて其情を察し、其過失を寛宥し、其不能を容忍しし其及をきるを責望をへうへ寧ろ我れは小害を受くとも敢て他人を損をもとらへうへ人と辯論をする時よりの説を主張し、他を折服走へうへ次これを仁愛の作用と云ふ。

人の窮困を救ひ人の災難を助け人の病苦を恤む人の孤獨を賑惠をもとづ如きも皆仁愛の事なり。其用頗る廣し抑もしの仁愛を施すには必ずも貶物を限らず、如何に窮乏者

賤の身あらう人の不幸を見てこれを慰安し、人の災厄を見てこれより力を添へ人の憂鬱を洗滌せんう為めこれよ一盞の水を與ふるも苟も其誠心より出たるよハ天理を協ひ人道を適しきのきも亦必も其賞酬を得ることあるべきであるから唯す自ら其恩を售り其報を得んとする念頭のに出る時ハ是所謂る市道の交ふるゝ眞の仁愛とハ謂ふべし。されど仁愛の心あらんをハ禽獸蟲魚草木の微といへども無益ふられを傷害をへうへ

りあくづ其施を所の順序と云ふハ先づ其親
き者近き者より厚くして其疎き者遠き者不及
ほもへ一故ト孟子ハ仁の實ハ親事ふ是れ
ありと云ひ又仁者ハ愛せざるはとある賢を親
むを急務と考ヒハ云をれたり

新潟縣下須原學校の生徒モ酒井伊三郎ト云
ム者あり齡いすゞ七歳モ滿たゞる時一日某
の家の丁稚軒下の雀巣を窺ひ竿モ黏リて母
雀を獲其足子絲を繫き絲端モ石を結ひ付
けてこれを玩弄サリ内モ不圖その石の脱落

一故雀ハ大以モ喜んで
雛雀の許へ飛行かんと
志を見て丁稚ハ忽ち
怒りを發しこれを糞糞
されど志を時モ伊三郎
ハ始終を見て惚隱の心
不堪へをあれを放たん
ことを勧むれとも丁稚
ハ總へて聞入れを依て
伊三郎を薦て學びし童



蒙教草より古事を引きて論せとも尚闇入
るべくもあらずきる故ナシバ五錢の金をもて
買取る事一と云ひタゞナ丁稚ハ頗る承諾せ
し故伊三郎太以小悦ひ直す其價を與へ雀を
買取り放ちタゞ其の事後モ教貞の聞く所と
あリ其仁愛あるを感歎し故らヨ伊三郎を呼
ひ其ニテ活を問ひタゞ其遇き一頃其母病死
し悲哀の情已むらとあキナ今若しこの雀の
如く我ガ父無罪ナ羈まレバその悲一ミハ
如何アレ小鳥と雖トモ其情ハ人ナカナリ

ト無きことあランと言ひつゝ涙を流セ一も
其親を思ふにナリ推して鳥類ナ迄及びカ
のナ一テ纏々七歳未満の人ナ取リてモいと
も殊勝の事どもアリ

第十四章 謙讓

盈フモを虧て謙だらナ益モハ天道ナリ故ナ流
水ナ陸城の處ナ湛ヘモ一モ必モ卑下の地ナ趨
き善名ハ矜高の頭ナ加ハラ奉一モ必モ遜讓の
人ナ聚まリ彼の林檎の落リを見て地球の引力
を發明セシ英國の理學家ニウトニハ其時代モ

於ても固^ダり雙びあき人あれども曾て其才を
誇^リ一こと^{アリ}に常^ニ人を謙遜し如何ある卑
賤の者^{アリ}もいと懇ろ^ニ接遇せ^シ其死せんと
あらずとも後生畏る^{ヘキ}の一語を發せ^シテ
其平生を知らる^ヘ—

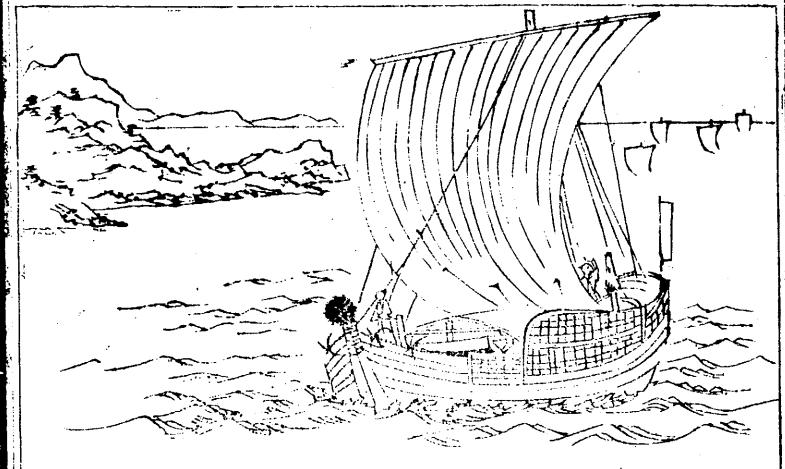
其善^ニ伐^ラを其勞^ヲ施^セシに已^ヲ捨て^シ人^ヲ
従^ヒ人^ヲ先^シテ 已^ヲ後^シ— 其父兄の教訓を
重^んル^ニ其師友の規戒^ヲ守^リ其言動を慎^ムんで敢
て放縱恣肆^セを^シハ其德^ヲ積^ム々^シ隨^テ其^シ世
の稱譽^ヲ得^シ幸福^シ其身^ヲ聚^マリ^テ畢生間^ニの安寧

を受^ク極^シきあ^リ若^一この道^ヲ反^ちる時^ヲ假令^シ
其身^ヲ才能^{アリ}其家富^有ありと雖^{トモ}一身常^ニ
自立^シして他人の助けを得^ヘう^シに

さう^シか^シ謙讓^シも亦節度^{アリ}其度^ヲ過ぐる
甚^シき時^ハ自^{から}其卑屈^ヲ取^リ所謂^ル足恭^ノ
流^トあり君子の取^らざる所^トをも^トこの弊^ヲ
避け^レんとあらず^ハ唯誠實^ニ二字を以^テ其言行^ヲ
貫^く極^シきのみ

昔^シ筑前^の貝原益軒上國^{ヨリ}帰帆^の海上、同
船の人々其姓名を問ひ聞く^シ及^シを唯何

とかき物語どもをかゝ
てつむくの日を渡り
しよ其中一人の若き男
人々と對して經書を講
を先生ハ唯恭しく黙聽
ノミ一言の是非をも述
へられさりしが頗て着
岸の時々至り各初めで
其郷里をあゆみ再會を
契りて別るゝを臨て先



生も吾ハ貝原久兵衛とリム者ありと名のら
ヨリを聞き彼の若き男ハ大に耻おそれ速す
逃去しといふ先生平日吾れ人子長したる事
あし但恭默道を思ふのだと言へれども亦謙
讓の意子外あり

第十五

金瓶六

信實ハ萬善の骨子としても爲くの徳行中これより重きものハあらずちあす人假令ひ何等の行為あり何等の事業ありともこの信實の骨子を抜く時ハ唯子其外形の裝飾を止まつて其

仁、仁よあくに其義義よ何々を故ニ西哲を言語行為の信實ハ品行ノ於て身體の脊骨あるもの如くこれかられを立つこと能ハ毛と言ひ孔子ハ人の信實あまをもて大車の輶あく小車の輶あまを比せられたり

人其外形は顯ハきんと欲をもとのハ必を其中心より發出せしむるを務む事一斯くの如くナニモ漸次ナ其習慣をあへだくもハ終モも必ず内外一致の效果を得世人の人は尊敬され世上の人の信用を得其人品人貴くせんことを

他ヨ比類あるヘアリ

西洋品行論ト曰く眞實の品行ある人ハ好き聲名を得るどと其の生成太い遲し然れどもその眞正の性質ハ全く隠さ能ハ毛蓋し或ハ他人ナ誣毀せらるゝとも或ハ他人ヲ誤解せらるゝとも或ハ一時命運の不幸ナ逢ひ患難災厄ナ罹りとも忍耐堪受ナ由リて終モ必ず他人の崇敬を得、他人の信頼を得ベーその實有の聲價ハ決して減ぜざることありと勉めざるべけんや

古一へ宋の劉忠定公司馬溫公子謁見して其終身踐々行ふべき要道を問ハせしも溫公誠の一字を擧てこれ子示されたりと劉公押返して其の先づ手を着くへま所を問ハせしも溫公答へて妄語せざらすり始むへしと云ハせしと劉公聞



まき初めハレと易まくと子思ハれ一ヶ其後追々言ふ所と行ふ所を省察點檢ありと及び常は相矛盾をること多き故一層力を勵まして七年間の工夫を積み始めて内外一致の效果を得それより事よ臨むの際は於て坦然として常は餘裕あらずと至りしと

明治十三年六月三十日版權免許
同 年 八 月 刻 成

定價十銭

著述人 吉田利行

福岡縣士族

福岡縣福岡區湊町
七拾番地居住

出版人 古賀男夫

福岡縣士族

同縣同區橋口町
百四十二番地居住

書發肆賣

東同同西大同長同熊中久留米津本崎坂京京

山林佐厚開赤菊野長鱗鶴中中杉稻農山
野司竹依崎田野野島本田工市源
崎斧生進平勘德甚兵
長次儀曆次四啓兵
登介七社社郎平三郎郎造衛介吉衛

闡脩

小學品行論 下

271
3
38